

# 被災地域企業新事業ハンズオン支援

【グループ支援(訪日外国人観光客おもてなし人材育成)の公募】

## 【公募期間】

平成30年3月22日(木)～4月12日(木)

10:00～12:00、13:00～17:00/月曜～金曜(土日祝日を除く)

※郵送の場合、最終日の正午必着

## 【受付先及び問い合わせ先】

復興庁 企業連携推進室

担当：横山、鈴木、酒井

E-mail：[kigyo-rs@cas.go.jp](mailto:kigyo-rs@cas.go.jp)

TEL：03-6328-0267

FAX：03-6328-0298

平成30年3月

復 興 庁

## 「被災地域企業新事業ハンズオン支援」グループ支援案件公募要項 (訪日外国人観光客おもてなし人材育成)

### 1. 事業の背景・目的

東日本大震災の影響により、被災地域では、復興のカギを握る産業の復興については、民間事業者におけるマンパワーの不足、震災による販路の途絶をはじめとした多くの課題を抱え、回復の状況は地域や業種により大きく異なっています。

そこで、本事業は、被災地域における共通の課題を抱える事業者のグループに対して、課題解決のための支援計画書の策定及び実行を支援します。

\*ハンズオン (hands-on) ; 現場に出て実地で行う支援活動等

### 2. 募集対象事業グループ及び対象事業

本事業の募集対象は、岩手県、宮城県、福島県で中小企業・小規模事業者等が実施する事業であって、訪日外国人観光客おもてなし人材育成等の新たな取組み（新事業）であって、以下に該当する事業を対象とします。

#### (1) 対象事業者

① 中小企業・小規模事業者等の支援対象となりうる事業者を会員として抱える各種団体。法人等の所在地は国内である限り場所は問いません。

#### ② 実施体制

事業を継続的かつ発展的に展開するための具体的なビジョンを有しており、支援対象事業を企画立案、実施する担当者を設置するなど、支援対象事業を的確に遂行する組織・人員・経済基盤等を有し、支援終了後も自律的に事業化プロセスを進める意欲及び能力があることとします、

#### (2) 対象事業

##### ① 事業分野

原則として訪日外国人観光客を増やそうとしている事業者を対象とします。

##### ② 事業段階

準備段階にあるビジネスプランを有しており、本件事業支援によって事業化が見込まれるものを対象とします。起業、二次創業の別は問いません。

##### ③ 事業の実施場所

原則として、岩手県、宮城県または福島県において実施される事業を対象とします。なお、東日本大震災によって特に甚大な被害を蒙った区域で実施される事業を優先します。

##### ④ 新規性・独創性・波及効果

地域における新規性や独創性を有し、被災地特有の課題を解決する事業であって、被災地の雇用を創出するなどの経済波及効果が見込まれる事業を優先します。

#### (3) 留意事項

① 民間事業者等が、地方公共団体等に対して設備の納入、建物・構築物等の施工、役務の提供等を請け負う事業は、原則対象外とします。

② 単なる工場の新設、新店舗の出店等の設備投資等の事業は、原則対象外としますが、地域への経済効果が大きく中核的なものについては対象とします。

### 3. 採択後の支援内容

支援案件ごとに組成する復興庁職員及びシンクタンクによる支援チーム、及び各分野における専門家の活用及び、適宜経済界、民間企業等のグループ等が、被災地域事業者とともに対象

事業の実現に向けた事業計画の具体化、事業継続性の検証・課題抽出及び課題解決に必要な取組みの検討を行い、事業化を支援します。具体的な支援内容は以下のとおりです。

- ① 観光人材育成に向けたセミナーやワークショップの開催を支援します。
- ② 外国人観光客の受け入れを希望する事業者への外国語の動画やチラシを作成します。
- ③ 外国人によるモニターツアーを実施します。
- ④ 事業内容を復興庁HPへ掲載するほか、事例集・フェイスブック等で広く情報発信します。

#### 4. 募集期間

平成30年3月22日（木）～平成30年4月12日（木）正午（事務局必着）

#### 5. 応募方法

別添様式「事業概要（グループ支援・おもてなし）」（エクセル形式）を作成の上、メール、郵送のいずれかで提出してください。郵送の場合は、2部同封の上、封筒表面に「被災地域企業新事業ハンズオン支援応募書類」と朱書きして下さい。

（応募方法に関する問い合わせ・事務局への応募書類提出先）

企業連携推進室 担当：横山、鈴木、酒井

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目1番1号中央合同庁舎4号館10階

TEL：03-6328-0267

FAX：03-6328-0298

専用メールアドレス：kigyo-rs@cas.go.jp

#### 6. 提出後の手続等

本件募集に寄せられた資料等を基に、有識者の意見を聴取のうえ、対象となる案件を決定します。応募者に対しては、必要に応じて電話または訪問によるヒアリング等をお願いする場合があります。案件の決定は、提出された案件の具体性等を総合的に勘案のうえ実施し、その結果を公表します。

#### 7. その他留意事項

- (1) 提出していただいた応募書類等は、返却しませんので、ご留意ください。
- (2) 今回公募しようとする案件について、現時点において国の助成対象となっている案件は、対象外になります。
- (3) 本件募集において対象とされた事業の事業化検討の内容は、今後の被災地における復興事業の実施の普及のための検討等を目的として活用させていただくことがあります。
- (4) 応募いただいた案件について、本件事業の概要、支援の内容および成果については事業者による事業の遂行を妨げない範囲において公表されること、他被災地における復興事業の実施普及のために検討事例として活用されることを前提に応募して下さい。なお、本件事業の公表の取扱いについては、応募者等と十分に調整を図らせていただきます。
- (5) 事業主体等が実際に事業を実施する場合には、本件事業支援とは別に、所要の手続や関係機関との調整等を自ら行っていただく必要があります。
- (6) ご不明な点がある場合は、上記問い合わせ先にお問い合わせください。

以上